

## 令和5年度教育委員会不祥事防止の取組の実施結果について

※R5年度より拡充等して実施した主な取組を記載  
(所属研修の実施などの従来の取組は継続して実施)

### 第1 わいせつ事案の根絶に向けた取組

注1 [ ] は、提言の方策番号

注2 下線は、拡充する内容

#### 1 提言を踏まえた取組（提言の方策1から方策8への対応）（重点取組方針）

##### （1）教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

##### ア 教職員の倫理に関する指針の普及【継続】…〔方策1〕

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針（以下「指針」という。）を新任の教職員等に配付し、所属研修等において、更なる普及を図る。

##### ■実施内容

(ア) 指針を活用し、教職員等に対する所属研修等を実施

(イ) 指針の趣旨について、教職員等の理解を促す啓発資料等の作成

##### イ 教職員に対する研修等の充実

##### ① 映像資料の活用【継続】…〔方策2〕

児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定して作成した映像資料や文部科学省が作成した児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画等を活用した研修等を、各学校で実施する。

##### 【映像資料】

「不祥事を自分事として考える-教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて-」

##### ■実施内容

(ア) 映像資料を活用し、新規採用職員等に対する所属研修等を実施

(イ) 文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用

##### «R5年度の主な取組»

令和4年度までの懲戒処分の状況や新たな法律の内容など、不祥事防止の参考となる情報をまとめた研修用映像資料（パワーポイント資料を説明する動画）を作成し、県立学校・市町村教育委員会へ送付（R5.5月）

##### ② 性被害の影響について理解を深める研修等の実施【継続】…〔方策3〕

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について、研修用映像資料等を活用しながら、専門家やNPO団体等の意見や活動も参考にし、教職員の理

解を図る。

■実施内容

- (ア) 効果的な研修内容、実施方法を策定
- (イ) 専門家やNPO団体等の意見・活動を参考にした研修内容の工夫改善
- (ウ) 研修用映像資料「教員による子どもへの性加害について考える～子どもを守るためにすべきこと～」の全県立学校での研修等での活用
- (エ) 文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用（再掲）

«R5年度の主な取組»

- ① 性暴力が被害者に与える影響や被害が発覚した際の初動対応等に係る県立学校長や市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会を開催。（R5.11月）
- ② 性暴力が被害者に与える影響や加害者の心理等を理解するための一般教員向けの研修用映像資料を作成（R6.1月）
- ③ 児童・生徒等から性暴力被害の告白を受けた際の対応を理解するためのロールプレイング研修を実施する際に参考となる映像資料や性暴力被害への対応フローを作成（R6.3月）  
（講師：特定非営利活動法人 虹色のたね 池畑博美理事長）

（2）わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備

ア 相談、指導における留意事項の周知徹底【継続】…〔方策4〕

児童・生徒との相談、指導において、複数対応を徹底する。

また、スクールカウンセラー等の専門家との早期の連携や、他教職員との情報共有等の留意事項を示し、相談、指導における組織的な対応を徹底する。

■実施内容

- (ア) 各学校において、通知に基づく研修を行うなど、全教職員に徹底
- (イ) 行政事務調査等の場を活用した実地確認・状況聴取
- (ウ) 遵守状況に係る実態把握のためのアンケートを実施

イ 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり【継続】…〔方策5〕

各学校において、不祥事防止等に関する教職員等からの提案や意見を受け付け、必要な取組を実施する。

■実施内容

- (ア) 各学校において、不祥事防止会議での議論を踏まえ、必要な取組を実施
- (イ) 教職員等からの提案や意見を受け付ける体制について、各学校の取組を情報収集し、取組事例の情報提供を実施

### (3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり

#### ア 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実【継続】…〔方策6〕

コロナ禍の影響もあり職場での人間関係が希薄化する中で、初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込み、孤立しないよう、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

実施に当たっては、県立学校長会議等を通じて、各学校の取組を情報共有するなど、学校間でのより一層の連携を図る。

##### ■実施内容

- (ア) 各学校において、若手教員等に対する組織的な支援、相談のための取組例（①相談者の指定等、②校内組織の設置等、③若手教員を対象とした研修会の活用等）のうちから、各学校の実情に応じて選択し、実施
- (イ) 各学校の取組事例の更なる収集を図り、不祥事防止ポータル等を活用したより多くの取組事例の情報提供を実施

### (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

#### ア 臨床心理士等による個別事案の分析等【継続】…〔方策7〕

わいせつ事案のうち、発生原因が不明な事案や詳細な心理分析を要する事案について、行為者に対し臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析や再発防止策等について報告を受け、再発防止の取組に反映する。

##### ■実施内容

- (ア) 不祥事を起こした行為者に対し、臨床心理士等の専門家による面談（ただし、行為者の承諾が必要）を実施
- (イ) 引き続き面談を重ね、行為者の行動心理等の更なる分析を図り、専門家の意見等を踏まえた具体の再発防止策等を検討し、今後の取組に反映

#### イ 「自分を見つめるチェックシート」の活用【継続】…〔方策8〕

専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込み作成したチェックシートを教職員に配付し、自己の内面の振り返りに活用する。

##### ■実施内容

- (ア) 有識者会議委員等の専門的知見を活用して作成したチェックシートの教職員への配付、教職員からの相談に対応する専門機関の紹介等を実施
- (イ) チェックシートの活用について、不祥事防止職員啓発・点検資料（以下、「啓発・点検資料」という。）等で周知する。

---

## 2 臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止（重点取組方針）

---

### (1) 校長による個別面談等の実施【継続】

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。特に臨時的任用職員等及び採用5年以内の経験の浅い職員に対しては、不祥事防止の意識を醸成させるための指導を徹底して行う。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

#### ■実施内容

教職員（臨時的任用職員を含む。）の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談の徹底

### （2）研修等の実施による不祥事防止の意識醸成【拡充】

#### ア 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

総合教育センター等で行われる研修において、不祥事防止研修を実施する。

#### イ 啓発・点検資料や研修用映像資料等を活用しての各学校における研修・指導等の実施

毎月、各学校に配布している啓発・点検資料や研修用映像資料を活用するほか、若手職員向けの不祥事防止リーフレットを新たに作成するなどして、研修、指導等を強化、徹底する。

#### 「R5年度の主な取組」

臨時的任用職員や経験の浅い教職員によるわいせつ事案が多く発生していることや、注意すべきポイントを示した研修資料を発出した。（R6.1月）

### （3）臨時的任用職員に対する取組【拡充】

#### ア 任用時における面接の実施

登録時の面接に加え、実際の任用に際し、校長経験者等の教育局職員による面接を実施し、教員としての資質を確認する。

#### イ 不祥事防止研修の実施

教育局において、すべての臨時的任用職員に対して、教職員としての自覚を持たせ、不祥事防止の意識醸成を図るための研修を実施する。

#### ウ 各学校における研修・指導等の実施

臨時的任用職員向け不祥事防止リーフレットを新たに作成するほか、職員啓発・点検資料などを活用して、臨時的任用職員に対する研修、指導等を強化、徹底する。

また、臨時的任用職員にも校内組織の役職を積極的に充てるなど、学校への帰属意識の向上や周囲の職員との同僚性の醸成にも配慮する。

### （4）新規採用段階における不祥事防止の意識付け【継続】

フレッシュティーチャーズキャンプ（新規採用予定者研修）での不祥事防止の講話を実施する。

(5) 新規採用試験の工夫・改善【継続】

ア 面接方法等の工夫・改善

質問項目の見直しや若手職員による面接に加え、教育局幹部による面接の実施を取り入れるなどの工夫・改善を図る。

イ 受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底

教員採用試験の提出資料に懲戒処分歴を記載する欄を設けるとともに、「官報情報検索ツール」を活用し、受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底する。

(6) 教員養成段階における働きかけ【継続】

ア 教員養成機関（大学等）へリーフレット等による情報提供

イ かながわティーチャーズカレッジ（教員志望者向け研修）での不祥事防止の講話の実施

---

---

### 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に係る対応

---

---

(1) 法律の趣旨に沿った対応の徹底【新規】

令和4年4月に施行された以下の法律及び同法に係る具体的な対応を示した指針に記載される職員の意識啓発等の対応の徹底を図る。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」

■実施内容

啓発・点検資料や研修の機会を活用し、同法（指針）の趣旨や内容の周知徹底を図る。

«R5年度の主な取組»

総合教育センター等で行われる各種研修や毎月発行している啓発点検資料において、法律の趣旨や内容を説明し、周知した。

---

---

### 4 わいせつ事案の根絶に向けたその他の取組

---

---

(1) 校長による個別面談等の実施【継続】（再掲）

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

■実施内容

教職員（臨時的任用職員を含む。）の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談の徹底

(2) 職員啓発資料等の充実・活用【継続】

不祥事防止リーフレットに、わいせつな行為等が禁止される立法趣旨や、児

童・生徒に与える深刻な影響等について記載し、必要の都度、内容を更新する。

■実施内容

毎月各学校に配付する啓発・点検資料に加えて、不祥事防止リーフレット等を活用し、各学校において、全教職員を対象とした所属研修や個別面談を実施

(3) セクハラアンケートの活用【継続】

生徒及び教職員にアンケートを実施し、生徒及び教職員への意識啓発を図るとともに、セクハラの実態を把握し、事実確認及び被害への速やかな対応を行う。

■実施内容

すべての生徒及び教職員を対象としたセクハラに関するアンケート調査を年2回実施

(4) 児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知【継続】

児童・生徒のセクハラ等についての一層の理解を図るとともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知し、組織的な対応を図る。

■実施内容

ア セクハラ防止のための啓発資料及びポスターの配付（校内の担当者、連絡先を必ず明記）

イ セクハラ相談窓口の周知（全校集会等の機会を利用）

ウ 「生命（いのち）の安全教育」の推進（「性に関する指導の手引き（県教育委員会作成）」の活用等）

(5) 不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析【継続】

懲戒処分にあたっては、教職員の理解を深めるため、綱紀保持通知の発出と併せて、不祥事の具体的な背景・経緯に関する情報提供を行う。

■実施内容

不祥事が発生した原因や再発防止策について、専門的な見地から分析・整理し、県立学校長に情報提供

(6) 私物端末での児童・生徒の撮影禁止の再徹底【継続】

緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員が、私物端末により、児童・生徒を撮影しないことを徹底する。

■実施内容

教職員に対し、私物端末で児童・生徒を撮影することのリスク等について周知し、学校内での撮影に係る危機管理の意識を醸成

(7) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底【継続】

近年の不祥事の多くがSNS等の利用を端緒として発生している状況に鑑み、教職員と児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底等のルールについて、改めて各学校で研修等を行いSNS等の特性や危険性の更なる周知を図るな

ど、全教職員に再徹底するほか、児童・生徒や保護者等に対しても当該ルールの周知を図る。

#### (8) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の再徹底【継続】

平成28年4月26日付け通知（高校教育課長、特別支援教育課長）で示した、「児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について」のルールを改めて確認・徹底する。

教育指導の目的で児童・生徒の連絡先（携帯電話番号・電子メールアドレス）を収集・管理する必要がある場合であっても、私的な連絡は禁止されていることを改めて周知徹底する。

また、児童・生徒及び保護者等に対しても、教職員との適正な連絡ルールについて定期的に周知する。

#### (9) 教科準備室等の適切な利用【継続】

教科準備室等における自校生徒への不祥事の発生を踏まえ、その適切な利用について、次の対策を再徹底する。

ア 教科準備室等の密室化の防止（室内の様子が廊下から確認できるか）のための環境整備

- ・窓ガラスに貼付しているポスター等掲示物の除去
- ・窓ガラスの近接箇所に設置しているついたて・ロッカー等の移動

イ 管理職による日常的な巡視の実施

ウ 教科準備室等の適切な利用について、教職員に指導の再徹底

この他、教科準備室等以外にも校内で人の目が届きにくい場所・時間帯は、管理職が、施錠管理を徹底し、日常的な巡視を実施する。

---

## 第2 全体的な不祥事防止の取組

---

注1 わいせつ事案根絶に資する内容も含む。

### 1 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

#### (1) 教職員に対する研修等の充実【継続】

ア 総合教育センターが実施する階層別研修、人権教育研修等

イ 所属長に対する不祥事防止研修

- 県立学校長会議全体会での書面等による不祥事防止研修（県立学校）
- 教育局施設長会議での不祥事防止研修（教育機関）

#### «R5年度の主な取組»

・臨時県立学校長会議の開催 ・教育長メッセージ動画の発出 ・校長向けチェックシートの作成

**(2) 啓発・点検資料等を通じた取組強化等【継続】**

- 強化取組期間を指定し、全所属で計画的に不祥事防止に係る対策を実施
- 毎月、10 個程度の点検項目と点検項目の解説等を掲載した啓発・点検資料を作成・配付
- 校長コラム及び学校現場の声（啓発・点検資料等に掲載）

《令和5年度啓発・点検資料（発行実績）》

発行時期	テーマ	強化取組期間	担当	
5月	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつな行為・セクハラ防止（通年）	行政課	
6月	定期試験・成績処理の事故防止		高校教育課、行政課	
7月	体罰、不適切な指導の防止		体罰・不適切な指導の防止	特別支援教育課、行政課
8月	服務規律の遵守			教職員企画課、行政課
9月	個人情報の適切な取扱い、情報セキュリティ		個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	総務室、行政課
10月	適切な私費会計の取扱い			財務課、行政課
11月	飲酒運転の根絶		交通事故・交通違反の防止	行政課
12月	入学者選抜の事故防止			高校教育課、行政課
1月	職場のハラスメントの防止		コンプライアンス意識の醸成	総務室、教職員人事課、行政課
2月	コンプライアンス意識の醸成			行政課
3月	風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備）		風通しの良い職場づくり	行政課
4月	児童・生徒の個人情報の取扱い			行政課、高校教育課

**(3) 不祥事ゼロプログラムの推進【継続】**

不祥事ゼロプログラム作成方針を策定し、全所属で職員の全員参加による継続的な不祥事防止対策の実施を推進するとともに、各所属のプログラムの作成・検証・公表の各段階について、適切な実施・運用がされているか確認する。

ア 必須課題の設定

各所属における実情に応じて、必ず課題として抽出すべき課題（必須課題）を設定し、不祥事防止研修の実施を徹底する。

イ 内部統制制度の導入に伴う実施方法の見直し

各所属の不祥事ゼロプログラムに内部統制に係る取組を位置づけ、財務会計や情報管理等の取組状況を点検、報告する。

**(4) 効果的な所属研修の実施【継続】**

各所属の実情に応じた課題について、年間計画を立てて継続的に所属研修を実



施する。

《所属研修実施の基本ルール》

- ① 不祥事ゼロプログラムの必須課題をテーマとする所属研修を必ず実施
- ② 全所属において、職場の不祥事リスクについて具体的な業務・手続を想定しながらグループ討議を行うなど、一人ひとりの教職員が主体的に考えるような形態で所属研修を実施
- ③ 臨時的任用職員、会計年度任用職員、再任用職員等を含む全教職員を対象に丁寧な所属研修を実施（研修の欠席者等には個別に対応する。）
- ④ 外部講師による研修など、第三者からの視点を踏まえた所属研修を実施

なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、所属研修等の実施については、集合研修による必要はなく、研修資料等を所属ポータルサイトや電子メール等を活用して周知するなど、各所属の実情に応じて、柔軟に対応するものとする。

**（５）教育委員会ネットワーク等を活用した教職員一人ひとりへの直接的な働きかけ【継続】**

不祥事防止の取組の主体であることを一人ひとりの教職員が認識できるように、教職員がアクセス可能なネットワークを通じて、啓発・点検資料、メッセージ、綱紀保持通知などを発信し、教職員一人ひとりに直接的な働きかけを行う。

《発信事項》

- ・ 不祥事・事故の発生状況等
- ・ 綱紀保持通知、各種啓発資料等
- ・ 教育長等メッセージ（動画の配信、業務用メールで個別に各教員に送信）

**（６）教員のコンプライアンスマニュアルの見直し【新規】**

平成 30 年 3 月に作成した同マニュアルを現状に即した内容に見直し、マニュアルを活用した研修の機会を確保する。

《R5 年度の主な取組》

わいせつ事案や体罰等の不祥事の防止に向けた各学校での具体的な取組を促進するため平成 30 年に策定した「教員のコンプライアンスマニュアル」を改訂（概略版も新たに作成）し、各学校等へ送付。（R5.7 月）

**2 不祥事防止のための校内の環境（ルールや施設環境）の整備**

**（１）行政事務調査・指導等の実施【継続】**

教育局職員が、学校等の所属を巡回するなど、行政事務調査、財務事務調査指導を工夫しながら引き続き実施し、適正な事務執行について調査・指導を行う。

- ・ 校長へのヒアリングを行うとともに、わいせつ事案防止の取組の遵守や教科準備室等の現地の状況を直接確認し、改善を要する事項等について確認・指導

を実施

- ・ 不祥事が発生した所属について、校長等に不祥事防止の取組の実施状況の確認・指導等を実施
- ・ 事故発生学校を関係所属職員が訪問し、原因・再発防止等について意見を聴取し、必要な指導とともに聴取結果を啓発資料や研修で活用

### 3 教職員を組織的にサポートする体制づくり

#### (1) 教職員アンケートの継続的な実施【継続】

職場におけるハラスメントの実態や教職員の意識の変化等を確認し、必要な対策を講じるため、教職員アンケートを引き続き実施する。

#### (2) 相談窓口の周知【継続】

教職員が悩みを相談できずに一人で抱え込むことがないように、啓発・点検資料等を通じて相談窓口を広く周知する。

### 4 学校現場に特有の不祥事、公務上発生する不祥事の防止

#### (1) 体罰及び不適切な行為（指導）の防止【拡充】

児童・生徒に対する体罰及び暴言・威迫・無視等の不適切な行為は決して許されない行為であり、各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰等を認めない学校風土づくりに努める。

ア 体罰等の未然防止のための環境整備

- ①複数の教員間で相互チェックが働く体制の整備
- ②管理職による校内の定期的な巡視
- ③児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

イ 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

ウ 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施（管理職以外の教員からも募集）する。

エ 部活動指導等における体罰等の防止

児童・生徒に対する体罰等を根絶するという考えの下、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰や不適切な指導・発言等の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰や不適切な指導・発言等を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

オ 体罰等の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰や不適切な指導・発言等及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行う。

**(2) 定期試験、成績処理、進路関係、入学者選抜等に係る不適切な事務処理の防止【継続】**

各学校では、マニュアルや点検体制が定められているにもかかわらず、不適切な事務処理が行われる事案が発生していることから、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。

**(3) 児童・生徒に係る個人情報扱う際のルールと意識の再徹底【継続】**

学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。

**(4) 不適切な公金等の取扱いの防止【継続】**

旅費及び諸手当の受給、学校における物品管理、現金等の取扱いなどについて、適切な管理を徹底し、不祥事の未然防止に努める。

## 5 事務処理における不祥事（事故）防止体制の構築（新規）

支払手続の遅延やメール等の誤送信、必要手続の漏れなどの事務処理における不祥事や事故を防止するための組織体制を構築し、主に以下の基本的な取組を徹底する。

- (1) 適切な業務スケジュールの事前設定や役割分担等の整理及び組織内での共有
- (2) 朝夕ミーティング等を活用した定期的な進捗状況の確認
- (3) 事務処理の根拠となる条例・規則・規程等の十分な事前確認
- (4) 執行書類の作成やメールの送信時等の複数チェックの徹底
- (5) 複数所属が関わる事業の実施における、関係所属による事前打合せの実施と十分な情報共有（事前打合せにおいて、スケジュールや役割分担を明確化）

## 6 市町村教育委員会との連携

**(1) 臨時的任用職員に対する取組【継続】**

ア 臨時的任用職員の任用時における複数回の面接の実施

小中学校の臨時的任用教員について、教育事務所により、登録及び任用時における複数回の面接を実施するとともに、各市町村教育委員会においても同様の取組を行い、教員としての資質を確認することを依頼する。

イ 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

教育事務所等で実施される研修において、不祥事防止研修を実施する。

**(2) 効果的な取組に関する情報交換等【継続】**

ア 県・市町村教育委員会教育長会議（政令市を含む。）

県及び各市町村教育委員会の教育長が参加する会議において、直近の懲戒処分  
分の状況や不祥事防止の取組について情報交換を実施する。

イ 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会

各教育事務所単位で、県教育委員会と市町村教育委員会による不祥事防止協  
議会を設置し、実効性のある取組などについて情報交換を行い、市町村教育委  
員会における不祥事防止の取組の推進を図る。

また、重大な事案が起きた場合、この協議会を通じて、取組の徹底を周知す  
る。

ウ 市町村教育委員会人事担当者向けの不祥事防止研修

各教育事務所で開催する市町村教育委員会人事担当者向けに不祥事防止研  
修を実施する。

### （3）市町村教育委員会への働きかけ【拡充】

市町村立学校教職員（県費負担教職員）の不祥事防止について、市町村教育委  
員会と連携して取り組むため、各教育事務所単位で開催する市町村教育長会議や  
人事担当主管課長会議等の場での県教育委員会の取組の情報提供等を通じて、市  
町村教育委員会においても同様の取組が行われるよう、働きかけを行う。

#### 「R5 年度の主な取組」

- ・各教育事務所単位で開催する市町村教育長会議において県の取組の情報提供を実施
- ・県・市町村教育委員会不祥事防止対策協議会を開催し、R5 年度に発生した懲戒処分の事  
案概要の共有と再発防止策の徹底依頼、各市町村における取組の聴取等を実施（R5.10  
月）